

# 瑞源寺の建築(6) 福井城本丸御殿「御小座敷」の復原

吉田 純一・国京克巳\*

## Historical Buildings of the Zuigenji Temple, part 6 Restoration of the Residence called Kozashiki in the Honmaru Palace of Fukui Castle

Junichi YOSHIDA・Katsumi KUNIKYO

The Zuigenji main hall is reconstructed the pillars and beams of the Kozashiki residence which was existed in the section of the Honmaru place of Fukui castle. The Kozashiki was built during 1830~1831 for Matsudaira Naritsugu who was the fourteenth feudal lord of Fukui clan. Twenty-nine years after, it was contributed to the Zuigenji by Fukui clan, and reconstructed for the main hall of its temple in 1860.

We make clear the original style of the Kozashiki by analyzing the architectural investigation of the Zuigenji main hall. Major factors that are clarified in this paper are written as following.

(1) The Kozashiki residence had been built in the northern garden in the Honmaru place of Fukui castle. (2) It was constituted three main rooms (Gozanoma, Otsugi, Okyusoku), corridors laid mats (Irigawa), verandas (En) and Tsuchien which is verandas with the clay. (3) Its plan organization and room design had what is called the Sukiya style.

### (1) はじめに

市内足羽山北麓の小山谷地区にある高照山瑞源寺は、福井藩5代藩主松平昌親の菩提寺として知られている臨済宗の寺院である。昨年から実施している建築調査の結果、当寺の本堂と書院はもと福井城本丸にあった御殿を移築・転用したものであることがわかった。すなわち、本堂は本丸御殿の「御小座敷」を、書院は同じく本丸御殿の「御座之間」を移築したものである(1)。これまで福井城にかかる建築は文献史料から明らかになる程度で、遺構についてはまったく知られていなかった。したがって、瑞源寺の本堂と書院は福井城にかかる建築の唯一の遺構例としてきわめて貴重なものであり、福井城の建築研究面にも新たな知見を提供してくれることになる。

書院はもとの「御座之間」の室内構成をほぼそのまま伝えており、旧福井城内にあった御殿の雰囲気を今に再現している。これについてはすでに報告した(2)。いっぽう、本堂は本来、御殿であったものを本堂として転用しているために改造が多く、現状から当時の室内構成や意匠を窺うことには困難である。しかし、柱や梁など多くの構造材がそのまま用いられていることから、これらに残る痕跡を手掛かりにすれば「御小座敷」の状態をある程度まで推察できる。

本稿はこれまでの調査結果を踏まえながら瑞源寺本堂の前身建物である本丸御殿「御小座敷」の室内構成や意匠などについて検討し、福井城にかかる御殿の復原を試みるものである。

\*建設工学科 建築学専攻

## (2) 「御小座敷」と瑞源寺への移築

## 1) 本丸御殿と「御小座敷」

福井城本丸御殿は、福井城の中核部の本丸と呼ばれる郭(現在、県庁舎や県警本部がたつ場所)に位置していた。藩政を執り行なう役所であるとともに、対面や儀式の舞台でもあり、賓客用の接待場としても用いられ、福井藩にとって最も重要な建物であった。また初代結城秀康から5代光通までの慶長～延宝年間(1605～74)ならびに本稿で問題となる14代斉承・15代斉善の代の文政13年(1831)から天保14年(1843)までの間は、藩主の住居である御座所もこの本丸御殿の奥に併設されていた(3)。

福井藩主の系譜をひく松平宗紀氏が所蔵される『松平文庫』(福井県立図書館保管)のなかにこの本丸御殿の指図(今日の平面図に相当する)が16葉伝えられていて、おもに寛文9年(1669)の火災後から幕末にかけての本丸御殿の変容をとらえることができる(4)。写真-1はそのなかのひとつで、天保頃の本丸御殿の様子を示した指図であるが、数多くの建物が複雑につながり、群としてひとつの大きな御殿を形成している様子がわかる。

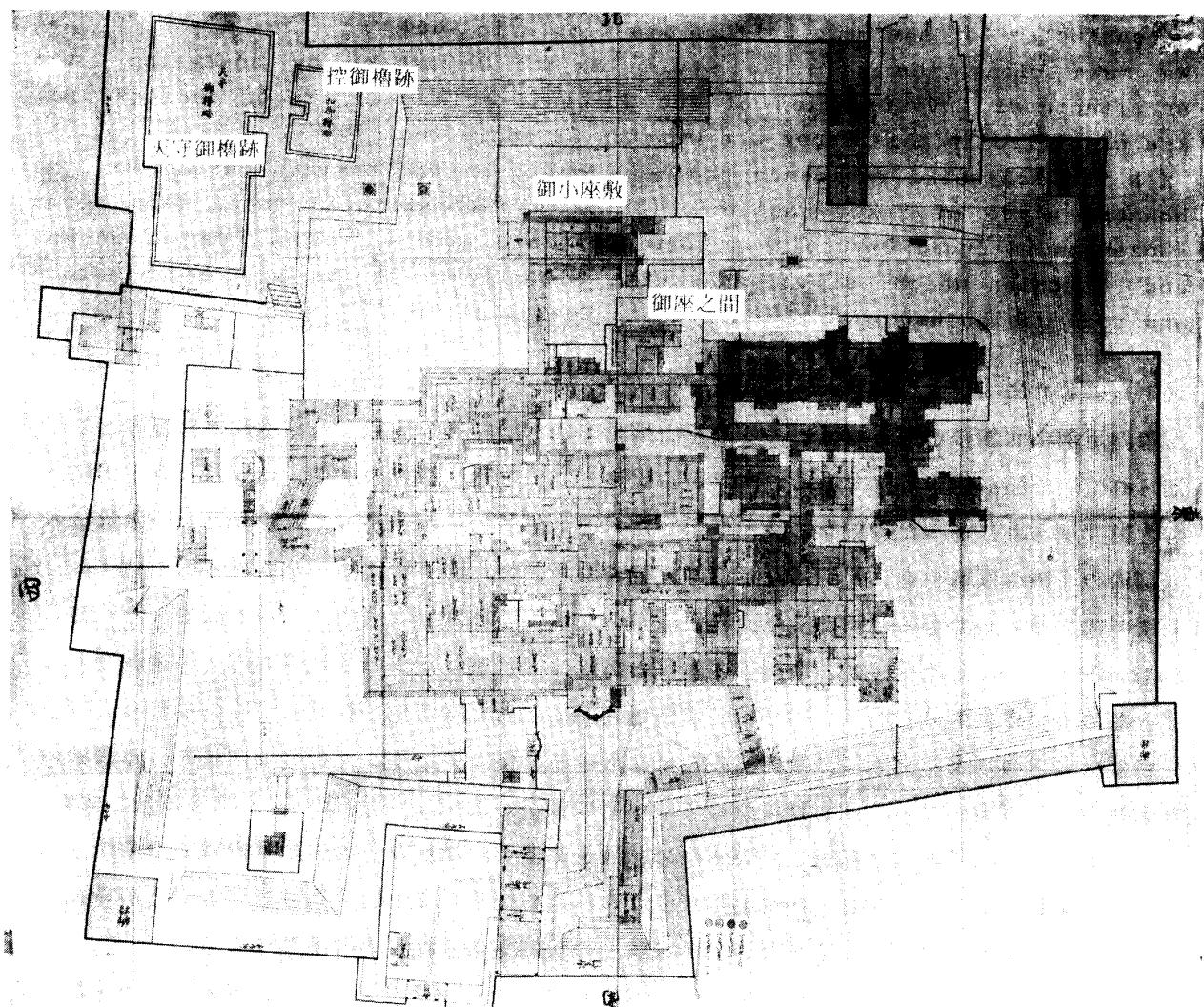


写真-1 福井城本丸御殿  
(松平宗紀氏所蔵『御本丸御殿ノ図』福井県立図書館保管)

瑞源寺へ移され、現本堂として転用されている「御小座敷」はこの図にみるように、本丸御殿の最も北寄りにあり、いわゆる大奥と呼ばれる部分に含まれ、藩主の御座所のひとつとしてつくられていた御殿であった。本丸御殿の主要部から北へ離れた庭のなかに独立してたっていて、主要部とは長い廊下でつながっていた。こうした立地状況からみてこの御殿は御座所のなかでもっとも私的な、内向きの建物であったと思われる。この「御小座敷」を含む大奥の御殿は14代藩主斉承の御座所として文政13年(1830)から天保2年(1831)にかけて新築されたものである(5)。5代昌親以降、13代治好までの御座所は本丸西方の西三の丸の郭に設けられていたが、斉承の代になって本丸内に移すことになり、新たにつくられたのであった。

ところがそれからわずか12年ほど後の天保14年(1843)になって、松平慶永が16代藩主として入部すると、彼の御座所は再び西三の丸に設けられることになった。この時、斉承のためにつくられたいくつかの御殿はそこに移され再利用されたが、「御小座敷」はそのまま本丸内に取り残されたようである。それから5年後の嘉永元年(1848)の本丸御殿指図をみると、「御小座敷」の平面はみられるものの、白い紙で覆い隠されている。これはこの御殿が本丸に残されていたことを示すとともに、不用であったことも意味している。すなわち「御小座敷」は天保2年(1831)に新造された後、わずか12年ほど使われただけで、天保14年(1843)以降は不用の建物として本丸内に放置されていたのであった。

## 2) 瑞源寺への移築

瑞源寺は吉江藩を興した松平昌親によって延宝元年(1673)に吉江城下(現在の鯖江市吉江町)に創建されたが、翌年昌親が福井藩5代藩主を継いだために福井へ入部した際、瑞源寺も福井へ移り、現在の小山谷の地に寺地を拝領して諸堂を構えるに至った。その後の変遷はすでに報告した通りである(6)が、特に文化10年(1813)正月8日に雪おろしに来ていた人夫たちのたき火が原因で境内の諸建物を全焼してしまった(7)。庫裏や鐘楼などはその後、徐々に再建されたが(8)、本格的な建物の再建はままならなかったようで、本堂は仮の本堂で窮をしのいでいたようである。ところが、万延元年(1860)9月に開祖昌親公の150回忌を迎えるにあたり、仮本堂では手狭であることから、瑞源寺は藩に本堂の建設を再々願い出ている(9)。その結果、新築の許可は降りなかったものの、万延元年5月になって本丸内の不用の建物(先述の「御小座敷」に相当)を寄附してもらうことができた(10)。そして、瑞源寺所蔵の文書によれば、同年7月に本堂が完成している(11)。寄附の許可が出てからわずか2カ月後のことである。つまり寄附の許しを得ると「御小座敷」はただちに解体され、部材が瑞源寺へ運ばれ、当寺の本堂として再建されることになる。

福井城本丸御殿の「御小座敷」が瑞源寺本堂として生まれ変わった経緯は以上に述べた通りである。

## (3) 福井城本丸御殿「御小座敷」の復原

### 1) 「御小座敷」の平面について

『松平文庫』の本丸御殿指図を参考にしながら天保2年(1831)頃と嘉永元年(1848)頃の「御小座敷」の平面を示したのが図-1 (A)、(B)である。まず天保2年の完成直後の状態(A図)をみると、メインとなる部屋は東西一列にならぶ8畳の3室である。指図では右から順に「御休

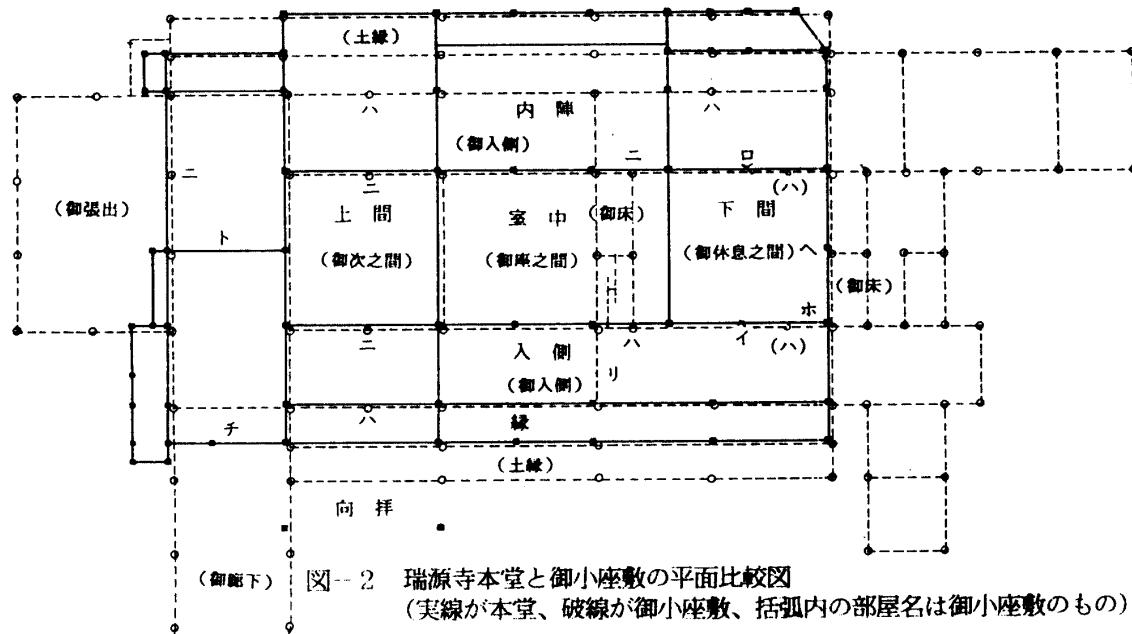
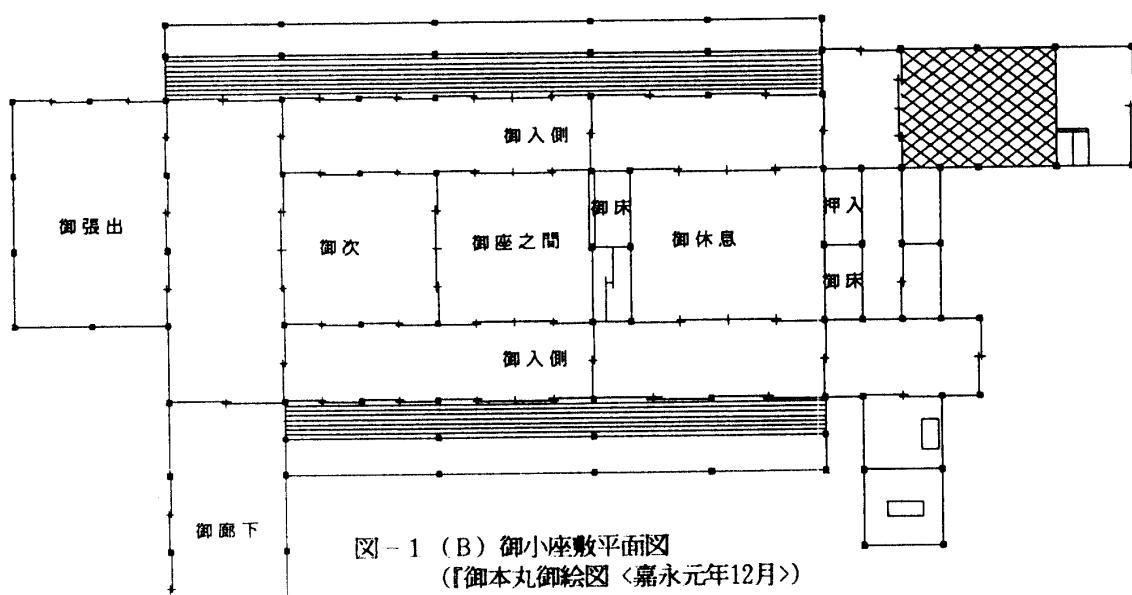
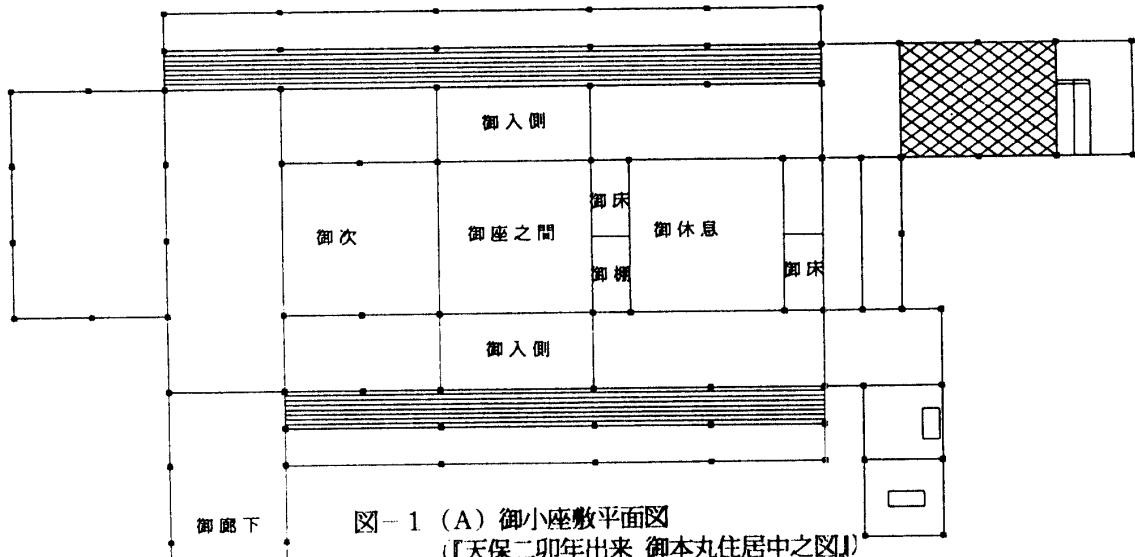
息」、「御座之間」、「御次」とあるが、ここではそれぞれ休息の間、御座の間、次の間と呼ぶことにする。これら3室に沿うように南と北の両側にそれぞれ幅1間の入側（畳廊下）と縁（幅半間）および土縁（幅半間）が直線状につき、次の間の西（左）には本丸御殿の主要部から延びる1間半幅の廊下をそのまま取り込んだ状態で南北に長い部屋がとられている。規模は東西（桁行）8間半、南北（梁間）6間で、建坪は51.6坪である。このほか、東側北寄りに庭への玄関（3間×1間半）がつき、西北隅には「御鳥部屋」とある張り出し部（2間×3間）が、そして南東隅には便所がみられる。

その後の変化をみると（B図）、休息の間が8畳から10畳に拡げられ、右手についている床と押入れが当初より東へ半間押し出された形になっている。しかし、このほかには大きな変更もなく、全体の基本的な構成はほとんど変わっていない。

つぎに、この平面を瑞源寺本堂の調査結果に照らし合わせてみることにする。「御小座敷」が不用になって本丸内に放置されていた間に増改築はなかっただろうから、図-1（B）の状態で瑞源寺へ移されてきたとみてよい。しかも調査に際して現本堂の屋根裏の母屋に「御小座敷」との墨書がみつかり、もとの休息の間にあたる下間の間の釣束（図-2のイとロの位置）には「御休息之間鴨居下ヶ短口」の墨書があった。したがって現本堂の前身建物が「御小座敷」であることはまず間違いない。そこで図-1（B）の平面に瑞源寺本堂の現状平面を重ね合わせてみたのが図-2である。

現本堂と「御小座敷」の平面は一見しただけでは関連性が認められないが、すでに明らかにしたように（12）、本堂の上間の間、室中、下間の間をそれぞれ「御小座敷」の次の間、御座の間、休息の間に対応させて重ねると、主要部の規模やメインの3室の構成あるいは手前の入側や縁の状態などがかなり似通ってくる。いっぽう、現本堂の柱や梁に残っている痕跡を検討すると、まず図-2においてハとニの位置は、いずれも「御小座敷」時代に柱がたっていたが、現本堂にはみられない場所である。ところが、小屋裏を調べると、ハの位置の上方に架かる梁に旧柱のほぞ穴があり、ニの位置にはもとの柱の上部がそのまま切られて残存している。したがってこれらハとニの位置にはもと柱がたっていたことがわかり、指図にみられる「御小座敷」の状態と合致してくる。なお下間の間の（ハ）の柱ほぞ穴は図-1（A）に示した「御小座敷」の状態に符合するものである。そして下間の間の右手前方のヘ～ホの柱間には貫・間渡し穴と樋・落掛の両方の痕跡があって、この柱間が壁であった時期と床の間がついていた時期があったことを示している。したがって、この（ハ）と柱間ホ～への痕跡は先に述べた図-1の（A）から（B）への改造を裏付ける根拠にもなっている。このほか、現本堂では前後2室に分かれている左端の部屋の両室境の間仕切（ト）がとれて、もとは前後に長い1室の部屋に復原でき、その前面の外廻りの間仕切（チ）は当初、半間内側についていたとみられる。また前方につく入側のリの部分には鴨居口の痕跡があることからここに間仕切りが想定される。このようにして復原される状態はいずれも指図にみられる「御小座敷」の平面の状態に合ってくることがわかり、現本堂はいっそう「御小座敷」に似通ってくるのである。また逆の見方をすれば、このことは指図にみられる「御小座敷」の平面が信憑性の高いものであることを示唆している。

## 瑞源寺の建築(6) 福井城本丸御殿「御小座敷」の復原



## 2) 室内構成について

「御小座敷」の室内構成や室内意匠、たとえば襖、障子など建具や欄間、天井などの様子、仕様については史料を欠いており、詳細はほとんどわからない。ここでは本堂と同じように本丸御殿の「御座之間」の遺構で、もとの室内構成や意匠をよく留めている瑞源寺書院を参考にしながら考察していきたい(13)。この「御座之間」も「御小座敷」と同じ時期に大奥御殿のひとつとしてつくられたものである。以下では図-3の室内構成の復原図を参照されたい。

## (イ) 建具について

「御小座敷」の建具は一切残っていないため旧状は不明であるが、書院には「御座之間」で使われていた建具が10枚残っている。いずれも腰付きの明障子で、墨書から主室廻りも入側廻りも明障子であったことがわかる(14)。「御小座敷」はこの「御座之間」よりももっと私的な内向きの御殿であり、やはり明障子が建具の主流であったと判断できよう。したがって、メインとなる休息の間、御座の間、次の間の3室廻りや入側廻りには腰付きの明障子が想定できる。ただし、休息の間は就寝用の部屋であり、他よりもやや腰が高い明障子を考え、御座の間と次の間の境は明障子よりも襖とする方が妥当であろう。また西端の細長い部屋は板敷きと思われ、周囲の建具は板戸とするのが一般的と考えた。そしてこれら各部屋や入側の廻りには内法長押がついていたとみられる。

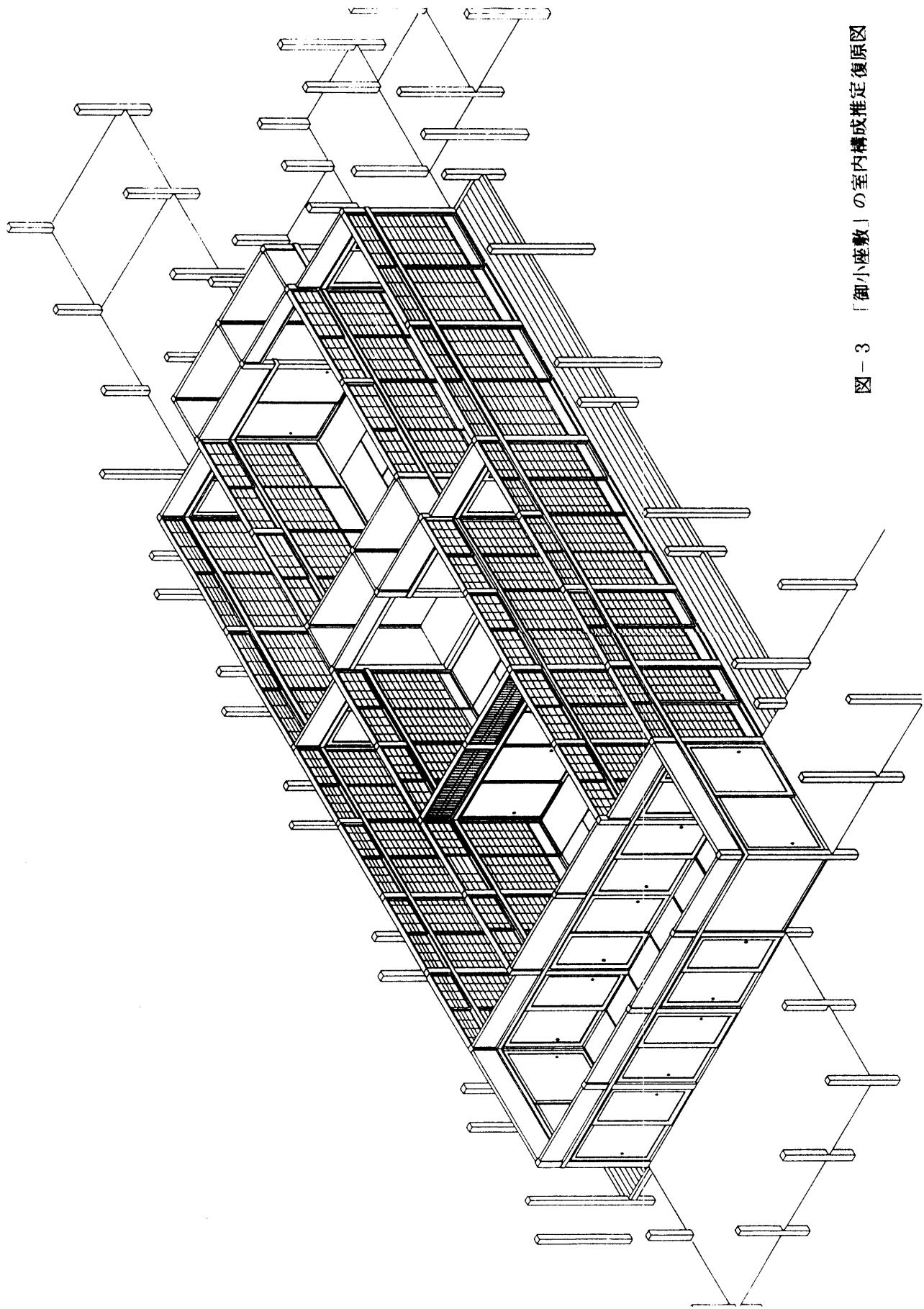
また現本堂において、もとの休息の間などの3室の入側境に相当する鴨居上内法部分に敷居と鴨居の仕口跡が残っていることから、ここには明障子立ての欄間を想定できる。室中と内陣の境の3つの柱間の内法上には現在、粗い格子状の欄間が入っている。当初からのものではないが、ここに明障子を想定すれば当初に近い欄間の形態がよみがえってくる。このほか御座の間と次の間のつながりを考慮すれば、両室境の内法には欄間がはめ込まれていたことが推察される。この御殿は数寄屋風の意匠が強いことから欄間は簡素で、軽快な意匠をもっていたと想像されるが、詳細はわからず、復原図では無難な簇（おさ）欄間としておいた。

## (ロ) 天井について

つぎに天井についてみることにする。現本堂ではどの部屋も棹縁天井が張られている。このうち中央の室中の間や内陣あるいは下間の間の奥の6畳間、前方の入側部分、向拝の左手前方の7畳半の部屋などの天井はいずれも後補のものである。室中の間は移築に際して8畳の御座の間を12畳に拡げられ、内陣はもとなく、新設されたものであるから、これらの天井はおそらく移築の際の改造によるものであろう。

これに対して上間の間と下間の間および上間の間の左手奥の6畳間の天井は、黒漆塗の棹縁をもつ、砂摺り板の天井となっている。これは「御座之間」を前身建物とする書院にみられるものとまったく同じであり、「御小座敷」時代からのものと考えられる。ただし下間の間はもと10畳の休息の間を8畳に改造したものであるが、天井に切り縮められたような痕跡はみあたらない。あるいは同じ8畳の広さであった御座の間の天井を転用したものかも知れない。また上間の間の奥、内陣左隣の8畳間にても同じような古い天井がみられるが、前方の1間半だけが古く、後方の半間分は新しい。前方1間半すなわち6畳分はもとの「御小座敷」の北側の入側（1間）と縁（半間）の部分に相当し、後方の半間は土縁部分に相当している。したがって、「御小座敷」時代に

図-3 「御小座敷」の室内構成推定復原図



は諸部屋はいうまでもないが、入側そして縁の天井も棹縁天井であったとみることができる。南と北の両端につく土縁の天井は、現本堂の小屋裏に磨丸太で、もと土縁部の柱上に通っていた丸桁とみられる長材が母屋に転用されていることや他の数寄屋風建築の例からみて、垂木をそのままみせる化粧屋根裏天井であった可能性が高い。

### 3) 屋根形態について

現本堂の小屋束や野地板、垂木など小屋組を構成している材は後補のものであり、梁も一部かえられていて、屋根形態は当初と比べて大きく変わっていることがわかる。これは御殿を本堂に転用するにあたり、屋根を大きくして本堂にふさわしい外観を得ようとしたためと考えられる。「御小座敷」時代の屋根形態は不明であるが、前述のように本丸御殿の主要部から離れ、庭のなかに独立してたっていたことや後述のように柱の大きさは3寸6分程度しかないこと、先の室内構成において土縁がついていたり、明障子欄間が多用されていることなどからこの御殿は数寄屋風の意匠をもっていたことが推察される。こうした点を考慮すれば「御小座敷」の屋根形態は、瓦葺よりも柿や桧皮あるいは板葺であったと考える方が妥当であろう。そして勾配は緩く、見た目に軽い感じの屋根であったと思われる。なお瑞源寺には「銅(あかがね)御殿を移した」との伝えもあり、銅板葺もしくは銅瓦葺であった可能性もある。

### (4) 形式、技法について

最後に本堂の実測調査より得られた結果から文献史料では得難い寸法を中心とした形式や技法について触れてみたい。

まず柱は杉の角柱で、わずかに色付けがなされていたようである。桁行8間半(後に9間)、梁間6間という規模に比して柱の大きさはわずか3寸6分程度(10.8~11.0cm)できわめて小さい。ちなみに福井藩主の別邸として5代昌親の代に整備された御泉水の建物はわが国でも有数の数寄屋風の優れた書院であったが、この建物に使われていた柱はもっと小さく、わずかに3寸1分程度であった(15)。

なお、色付けについていえば先にも述べたように、天井の棹縁は黒漆塗となっている。また書院においては柱や棹縁とともに明障子の枠・腰板にも色付けされている。

内法高は敷居上端から鴨居下端まで約5尺7寸~8寸(174.5~175cm)であり、天井高は室中で8尺5~6寸(259.9cm)、そのほかの部屋が8尺2~3寸(250cm)前後である。「御小座敷」時代も御座の間の天井はほかの部屋よりやや高かったことも考えられる。入側部分の天井高は7尺7寸(234cm)程度で、メインの3室より少し低い。

最後に柱間寸法について触れると、柱心々で実測した柱間寸法にはバラツキがあるが、これに柱寸法を加味しながら柱間の内々寸法を算定すると、ほとんどが3尺あるいは6尺、もしくはそれらの倍数に近い値が得られる。つまり、6尺×3尺という大きさの脛が柱割りの基準になっていたことが推察でき、「御小座敷」は脛割りによって設計、計画されていたことがわかる。すでに報告したように、本丸御殿の「御座之間」を移築した書院でも同じような結果を得ている(16)ことから、これらの御殿だけでなく、文政13年~天保2年(1830~31)の造営でつくられたすべての御殿にこの脛割りの設計方法が採用されていたものと思われる。

## (5) 結語

『松平文庫』所蔵の指図とともに瑞源寺本堂の調査結果を加味しながら福井城本丸御殿の大奥の御殿のひとつである「御小座敷」の復原を試みてきた。この御殿は幕末につくられたもので、本丸御殿の北側にあり、周囲を庭に囲まれて独立してたつ私的な、内向きの御殿であった。『松平文庫』所蔵の本丸御殿の指図にみられる「御小座敷」の平面やその変化はかなり信頼できることが調査結果から明らかになった。桁行8間半(後に9間)、梁間6間の規模をもつ東西に長い建物で、内部は休息の間、御座の間、次の間の3部屋が東西に一列に並び、それらの南と北の両側にそれぞれ入側や縁、土縁がとられていた。数寄屋風の室内構成や意匠が強く窺え、軽快で、簡素なたたずまいをもち、きわめて開放的な建物でもあった。

以上のように復原される「御小座敷」は福井城本丸御殿の数多くの御殿群のなかではやや特殊なものかも知れないが、福井城にかかる御殿建築のひとつの実例としてきわめて貴重なものといえよう。

(註主)

- 1) 拙稿「福井城本丸御殿の遺構 瑞源寺の本堂と書院」(『福井の文化』第20号 1992-4)
- 2) 吉田純一他3名「瑞源寺の建築(1)書院」(『福井工業大学研究紀要』第22号 1992)
- 3) 松岡利郎「福井城本丸御殿について(一)」「同(二)」(『若越郷土研究』23ノ5・6ともに1978)
- 4) 註3と同じ、同論文に16葉の本丸御殿指図がすべて紹介され、個々に説明も加えられている。
- 5) 註3と同じ
- 6) 註1や註2に掲げた論考の他に、吉田・伊豆藏・国京によって発表した「瑞源寺の建築(2)廻所について」、「同(3)御靈屋について」(ともに『日本建築学会北陸支部研究報告集』第35号 1992)および「同(4)史料からみた現本堂の前身建物」、「同(5)現本堂と福井城本丸御殿の小座敷」(ともに『日本建築学会学術講演梗概集』1992-8)などがある。
- 7) 瑞源寺所蔵『焼失記録(文化十年酉正月八日)』に「雪おろし御手人荒刀子共三十七八人罷越し申候、尤寒氣強依之内庭にて焼火致候処、火氣強ニ階裏ニ付、色々与ふせぎ候得共不及手せき、庫裏ニ階一面ニ火廻リ、巳半刻ヨリ出火、庫裏、方丈、書院、御靈屋迄不残焼失仕(後略)」とある。
- 8) たとえば当寺所蔵の『御像堂・書院・台所御再建日記(文化十三丙子年)』や文政8年(1825)の鐘楼の棟札によって知られる。また同じく『瑞源寺公用日記』所収の文化15年(1818)2月の口上之覚には「一、当寺焼失後御再建之儀度々願上候処、五カ年間を以被仰付則御像堂、御書院、庫裏等御再建被成下難有仕合奉存候、乍恐御本堂無御座候而ハ(後略)」とある。
- 9) たとえば当寺所蔵『瑞源寺公用日記』所収の万延元年(1860)閏3月29日付の口上之覚に「御遠忌御法会ニ付当春本堂御再建被成下候様ニ置相願申候処、御時節柄御評議茂難成旨、併ら相応之御仮り屋等御補理被下候様之御書下ケ御座候得共、早今何之御沙汰茂無御座、依之何卒早速御仮り屋御普請被仰付、御法会御指支無御座候様、偏ニ奉願上候 以上」とある。

- 10) 当寺所蔵『瑞源寺記録』の万延元年(1860)5月5日条に「同五日朝五ツ時靈泉寺同道ニ而罷出候処、先達而御願之儀与者相違仕候得共、此度於御本丸御不用御立物御座候間、此御立物を御寄附被仰出候間、左様思召可被成候様申渡候」とある。
- 11) 同じく『瑞源寺記録』のなかに「万延元庚申年七月吉祥日 御本丸御小座鋪ヲ以 奉再建本堂一宇」とある。これに続いて作事奉行など15名の名前もあることから、これは棟札の写しとみられる。
- 12) 註1に掲げた『福井城本丸御殿の遺構』ならびに註6に掲げた『瑞源寺の建築 (5) 現本堂と福井城本丸御殿の小座敷』参照
- 13) 註2に掲げた『瑞源寺の建築 (1) 書院』参照
- 14) 主室廻りの明障子にはそれぞれ「大奥御座之間 西与壱 西之方内」(以下、二から四まで)とあり、入側廻りの明障子にはそれぞれ「大奥御座之間入側境 西与一 六本之内」(以下、二から六まで)とある。同じ腰付の明障子であるが、腰の部分は前者は布張りで彩色絵が施されており、後者は漆塗りの板張りとなっている。
- 15) 『松平文庫』所蔵の『御泉水指図』の「覚」のなかに柱は3寸1分とある。
- 16) 註1に掲げた『瑞源寺の建築 (1) 書院』参照

<付記> 瑞源寺の建築調査は平成3年(1991)より現在に至るまで、継続して実施しているが、この間、ご住職花房禪佑氏やご家族の方々から多大なご協力を賜わっている。末尾ながら厚く感謝申し上げます。また本稿の作成に際して行なった本堂の痕跡調査(平成4年12月1日)においては伊豆藏庫喜氏(福井工業大学建設工学科建築学専攻助手)の協力を得たことを付記しておく。

(平成4年12月4日受理)